

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月6日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第44条関係）			別表（第44条関係）		
1 交番の名称及び位置			1 交番の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
盛岡東警察署	[略]		盛岡東警察署	[略]	
	見前幹部交番	[略]		見前幹部交番	[略]
			飯岡交番	盛岡市羽場	
[略]			[略]		
2 駐在所の名称及び位置			2 駐在所の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
盛岡東警察署	[略]		盛岡東警察署	[略]	
	乙部駐在所	[略]		乙部駐在所	[略]
	飯岡駐在所	盛岡市下飯岡			
	流通センター駐在所	紫波郡矢巾町流通センター南一丁目			
[略]			[略]		
3 [略]			3 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成29年6月7日から施行する。